

第51回 定時株主総会 招集ご通知



2020年6月26日（金曜日）
開会 10:00（受付開始 9:00）



東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル
3階展示場

目次

■ 第51回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	18
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	21
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	21
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	22
（添付書類）	
■ 事業報告	24
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	39
■ 監査報告書	41



新日本空調株式会社

証券コード：1952

新型コロナウイルス感染防止への対応のお知らせ

株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、新型コロナウイルス感染防止の措置を講じてまいります。

また、株主総会にご出席される株主様への**お土産はご用意しておりません。**

株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 1952
2020年6月11日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

新日本空調株式会社

代表取締役社長 夏 井 博 史

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル 3階展示場
3. 目 的 事 項
〈報告事項〉
 1. 第51期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

〈決議事項〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. インターネットによるご提供

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.snk.co.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

- ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「株式会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「重要な会計方針及びその他の注記」

したがいまして、添付書類は、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.snk.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、省エネルギーへの取り組みとして、クールビズにて開催させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

日時 2020年6月26日（金曜日）開会 10:00（受付開始 9:00）

場所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号 日本橋プラザビル3階展示場
（最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面の郵送により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご投函ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、議決権を行使ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

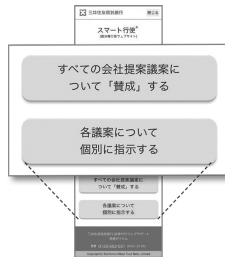
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力の上ログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

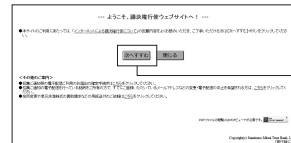
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスください。



「次へすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績向上に向けて企業体質の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定的かつ継続的に成果の還元を行うことを経営の重要課題としており、総還元性向50%を指標として、配当については、当社グループの中長期的な成長に向けた事業展開、経営基盤の強化等を図りながら、連結配当性向30%以上を目標として安定的な配当を実施していくこと、また、自己株式取得については、発行済株式総数の10%を上限に、資本効率の向上と機動的な財務政策の実現を目的とし、弾力的に実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、連結業績および配当性向等を勘案し、普通配当35円に特別配当5円ならびに当社設立50周年の記念配当10円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金20円とあわせ70円となり、連結配当性向は35.5%であります。

なお、次期からの新たな利益配分に関する基本方針として、連結配当性向30%以上または株主資本配当率（DOE）3%を下限として還元してまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき 50円

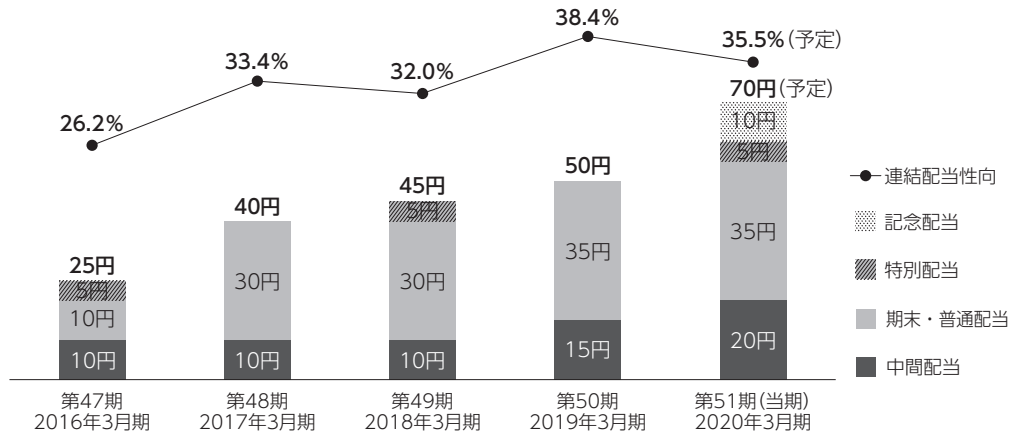
(普通配当 35円、特別配当 5円、記念配当 10円)

配当総額 1,160,717,550円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

<ご参考：1株当たり年間配当金／連結配当性向>



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の業務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	< 削 除 >
4. <u>会計監査人</u>	<u>3. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第12条～第18条（条文省略） 第4章 取締役および取締役会 （員 数） 第19条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> （選 任） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 （任 期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第3章 株主総会 第12条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役および取締役会 （員 数） 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>10名以内とする。</u> <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> （選 任） 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 （任 期） 第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第22条～第23条（条文省略） （招集通知） 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。 第25条（条文省略） （議事録） 第26条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。</u> 第27条（条文省略） ＜ 新 設 ＞ （報酬等） 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会において定める。</u>	第22条～第23条（現行どおり） （招集通知） 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。 第25条（現行どおり） （議事録） 第26条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。</u> 第27条（現行どおり） <u>（重要な業務執行の決定の委任）</u> 第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> （報酬等） 第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第29条～第30条（条文省略） 第5章 監査役および監査役会 （員 数） 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。 （選 任） 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u> （任 期） 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> （常勤監査役） 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 （招集通知） 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u>	第30条～第31条（現行どおり） < 削 除 > < 削 除 > < 削 除 > < 削 除 > < 削 除 > < 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) 第36条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。</u> (監査役会規程) 第37条 <u>監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u> (報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会において定める。</u> (監査役の責任免除) 第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> < 新 設 > < 新 設 >	< 削 除 > < 削 除 > < 削 除 > < 削 除 > 第5章 <u>監査等委員会</u> (常勤監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
< 新 設 >	(招集通知) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u>
< 新 設 >	(議事録) <u>第34条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。</u>
< 新 設 >	(監査等委員会規程) <u>第35条 監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条～第41条 (条文省略)	第36条～第37条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第42条～第45条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
< 新 設 >	<u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第51回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再 任	なつ い ひろ し 夏 井 博 史	代表取締役社長
2	再 任	ふち の さと し 淵 野 聡 志	取締役常務執行役員原子力担当
3	再 任	あか まつ けい いち 赤 松 敬 一	取締役常務執行役員経営企画担当
4	再 任	しも もと さと し 下 元 智 史	取締役上席執行役員営業本部長
5	再 任	えん どう きよ し 遠 藤 清 志	取締役上席執行役員技術本部長兼関係会社担当
6	新 任	い どう まさ き 伊 藤 雅 基	上席執行役員首都圏事業本部長
7	新 任	まえ かわ しん じ 前 川 伸 二	上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長
8	再 任	社外取締役 独立役員 もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹	取締役

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	再 任 なつ い ひろ し 夏 井 博 史 (1950年11月4日)	1979年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2006年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2006年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2008年 4 月 当社取締役上席執行役員事業推進統括本部長 2008年 6 月 当社常務取締役常務執行役員事業推進統括本部長 2010年 6 月 当社専務取締役専務執行役員事業推進統括本部長 2011年 4 月 当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長 2013年 4 月 当社専務取締役専務執行役員営業本部長 2013年 6 月 当社取締役副社長営業本部長 2014年 4 月 当社取締役副社長 2014年 6 月 当社代表取締役社長（現任）
【取締役候補者とした理由】 夏井博史氏は、代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営計画の推進を指揮することにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。		
【所有する当社株式の数】 31,068株		
2	再 任 ふち の さと し 淵 野 聡 志 (1956年10月12日)	1980年 4 月 東京芝浦電気(株)（現(株)東芝）入社 2001年 2 月 (株)東芝柏崎刈羽原子力作業所所長 2006年10月 同社原子力フィールド技術部長 2012年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社取締役上席執行役員原子力担当 2015年 6 月 当社常務取締役常務執行役員原子力担当 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員原子力担当（現任）
【取締役候補者とした理由】 淵野聡志氏は、原子力事業分野の責任者として、(株)東芝において当該分野の要職を務めた経験により、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。		
【所有する当社株式の数】 19,084株		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	再 任 あか まつ けい いち 赤 松 敬 一 (1959年1月13日)	1983年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社執行役員経営企画本部副本部長 2008年 6 月 当社執行役員経営企画本部長 2010年 4 月 当社上席執行役員経営企画本部長 2013年 4 月 当社上席執行役員海外事業統括本部長 2014年 6 月 当社取締役上席執行役員海外事業統括本部長 2017年 4 月 当社取締役上席執行役員経営企画本部長兼海外担当 2017年 6 月 当社常務取締役常務執行役員経営企画本部長兼海外担当 2018年 4 月 当社常務取締役常務執行役員経営企画本部長兼関係会社担当 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼関係会社担当 2020年 4 月 当社取締役常務執行役員経営企画担当（現任）
	【取締役候補者とした理由】 赤松敬一氏は、経営企画部門および関係会社の責任者として、経営計画ならびに国内外への事業展開を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 18,244株	
4	再 任 しも もと さと し 下 元 智 史 (1960年6月28日)	1990年 1 月 当社入社 2008年 4 月 当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部長 2011年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長 2012年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長 2015年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長 2016年 4 月 当社取締役上席執行役員営業本部長（現任）
	【取締役候補者とした理由】 下元智史氏は、営業部門の責任者として、営業活動を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 9,596株	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	再任 えん どう きよ し 遠藤 清志 (1958年1月13日)	1982年4月 当社入社 2011年4月 当社首都圏事業本部都市施設事業部副事業部長 2012年1月 当社首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部副事業部長兼購買センター長 2013年4月 当社首都圏事業本部副本部長兼購買センター長 2014年4月 当社執行役員技術本部長 2015年6月 当社取締役上席執行役員技術本部長 2020年4月 当社取締役上席執行役員技術本部長兼関係会社担当（現任）
【取締役候補者とした理由】 遠藤清志氏は、技術部門の責任者として、安全水準および技術品質の向上を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。		
【所有する当社株式の数】 14,773株		
6	新任 い どう まさ き 伊藤 雅基 (1959年10月30日)	1990年4月 当社入社 2011年4月 当社大阪支店副支店長 2014年4月 当社執行役員大阪支店長 2018年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部産業施設事業部長 2019年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼産業施設事業部長 2020年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部長（現任）
【取締役候補者とした理由】 伊藤雅基氏は、産業施設事業部の責任者として、技術部門の要職を務めた経験により経営計画を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。		
【所有する当社株式の数】 6,166株		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	新 任 まえ かわ しん じ 前 川 伸 二 (1959年6月5日)	1983年 4 月 当社入社 1983年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社首都圏事業本部リニューアル事業部副事業部長 2016年 4 月 当社首都圏事業本部関東支店長 2018年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部関東支店長 2019年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長（現任）
	【取締役候補者とした理由】 前川伸二氏は、リニューアル事業部の責任者として、技術部門の要職を務めた経験により経営計画を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 4,579株	
8	再 任 社外取締役 独立役員 もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹 (1950年1月5日)	1973年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 1997年 7 月 主税局総務課長 1998年 7 月 大阪大学法学研究科教授 2003年 1 月 東京税関長 2004年 7 月 プリンストン大学客員研究員・講師兼コロンビアロースクール客員研究員 2005年 7 月 財務省財務総合政策研究所長 2007年 1 月 財務省財務総合政策研究所特別研究官（現任） 2007年 4 月 中央大学法科大学院教授 2015年 6 月 当社取締役（現任） 2018年 3 月 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹（現任） 2018年 4 月 中央大学法科大学院特任教授
	【社外取締役候補者とした理由】 森信茂樹氏は、社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただける適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 5,225株	

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 森信茂樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、森信茂樹氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 森信茂樹氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
5. 当社は、森信茂樹氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位および担当
1	新 任	やま だ いさ お 山 田 勇 夫	取締役上席執行役員管理統括担当
2	新 任	つる の たか かず 鶴 野 隆 一	監査役
3	新 任	みず の やす し 水 野 靖 史	取締役
4	新 任	とう かい ひで き 東 海 秀 樹	監査役

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	新 任 やま だ いさ お 山 田 勇 夫 (1953年7月26日)	1977年 4 月 日機装㈱入社 1991年 4 月 当社入社 2004年 5 月 当社管理本部総務人事部長 2005年 4 月 当社管理本部総務部長 2010年 6 月 当社管理本部 2010年 6 月 当社監査役 2016年 6 月 当社取締役上席執行役員管理本部長 2019年 4 月 当社取締役上席執行役員管理統括担当（現任）
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 山田勇夫氏は、管理部門の責任者として、コンプライアンスの徹底を推進し、その職責を果たしており、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、監査等委員である取締役としての職務を遂行できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 13,206株		
2	新 任 社外取締役 独立役員 つる の たか かず 鶴 野 隆 一 (1946年12月13日)	1970年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1975年10月 公認会計士登録 1985年 7 月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）社員 1995年 6 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2011年12月 有限責任監査法人トーマツ退所 2012年 2 月 鶴野公認会計士事務所開設（現任） 2013年 6 月 当社監査役（現任）
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 鶴野隆一氏は、社外監査役として、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行の監査を行っており、公認会計士としての専門的知見ならびに企業会計に関する豊富な経験を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 1,000株		
3	新 任 社外取締役 独立役員 みず の やす し 水 野 靖 史 (1971年1月24日)	1996年 4 月 弁護士登録 遠藤・萬場総合法律事務所（現フェアネス法律事務所）所属 2004年10月 フェアネス法律事務所パートナー（現任） 2017年 6 月 当社取締役（現任）
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 水野靖史氏は、社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 1,512株		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	新 任 社外取締役 独立役員 とう かい ひで き 東 海 秀 樹 (1954年 1 月18日)	1972年 4 月 東京国税局入局 2007年 7 月 気仙沼税務署長 2008年 7 月 国税庁長官官房主任監察官 2011年 7 月 柏税務署長 2012年 7 月 東京国税局調査第三部次長 2013年 7 月 芝税務署長 2014年 8 月 税理士登録 東海秀樹税理士事務所開設（現任） 2015年 5 月 ミニストップ(株)監査役（現任） 2018年 6 月 (株)エーアンドエーマテリアル取締役（現任） 2019年 6 月 当社監査役（現任）
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 東海秀樹氏は、社外監査役として、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行の監査を行っていた いており、税理士としての専門的知見ならびに行政分野等における豊富な経験を活かし、監査等委員 である社外取締役としての職務を遂行いただける適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 1,453株		

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鶴野隆一、水野靖史ならびに東海秀樹の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、鶴野隆一、水野靖史ならびに東海秀樹の各氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、各氏の選
任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 鶴野隆一、東海秀樹の両氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって鶴野隆一氏は7年、
東海秀樹氏は1年であります。
5. 水野靖史氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
6. 当社は、鶴野隆一、水野靖史ならびに東海秀樹の各氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠
償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
各氏および山田勇夫氏の選任が承認された場合、当社は各氏および山田勇夫氏との間で当該契約と同様の契約を締結する
予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月19日開催の第46回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額450百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）とすること、および各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案のとおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額72百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2019年6月21日開催の第50回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度の導入についてご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、本議案においてご承認をお願いする本制度の内容は、第50回定時株主総会でご承認いただいた内容と同一であります。

本議案にもとづき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額450百万円以内。うち社外取締役分年額30百万円以内を含み、使用人分給与は含まない。）とは別枠とし、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議にもとづき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

本議案による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役または執行役員もしくはそれに準ずる役位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または執行役員もしくはそれに準ずる役位の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記の他、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本の経済状況は、米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱など、世界経済の減速懸念が高まるものの、堅調な内需に支えられ、雇用・所得環境の改善が進み緩やかな景気回復が続きましたが、当年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大および政府による緊急事態宣言の発令などにより、経済活動が抑制され今後の先行きには予断を許さない状況が続いております。

建設業界におきましては、通商問題をめぐる緊張の影響が製造業の民間設備投資に影を落とし、また、都心を中心とした再開発案件などの不動産投資にも若干の停滞感が出てきておりますが、技術者・技能労働者不足や資機材・労務費の上昇傾向は継続しております。また、AIやIoTを活用した技術革新への対応や、長時間労働対策、働き方改革による生産性向上への取り組みについては、今後の事業の継続・成長には欠かすことのできない課題であります。

このような環境下、当社グループは、2017年度に3ヵ年中期経営計画「SNK Value Innovation 2020」を定め、その経営課題を、①顧客ロイヤルティの向上に向けた成長戦略の展開と推進、②安全・品質確保と生産性向上に向けた設計施工技術と情報技術の融合、③透明性の高い経営基盤の構築と社会ニーズに沿った経営資源の健全化、とし、地球環境の保全と持続可能な地球社会の実現に貢献する環境ソリューションカンパニーとして、顧客や社会の要請に応え、2020年代への持続的成長と新たな企業価値向上を目指すことを基本方針に掲げ、その最終年度である3年目の事業運営を進めてまいりました。

その結果、グループ全体の受注工事高は前期比11.0%減の1,073億4百万円、完成工事高は前期比1.9%減の1,201億6百万円となりました。また、次期繰越工事高は128億1百万円減の724億3百万円となりました。

利益につきましては、グループ全体での利益創出への取り組みが成果をあげ、完成工事総利益は前期比26.1%増の141億8千6百万円、営業利益は前期比65.0%増の64億9百万円、経常利益は前期比60.8%増の68億1千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比48.7%増の46億3百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	受 注 工 事 高			完 成 工 事 高		
	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)	前期比	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)	前期比
設備工事業	120,530	107,304	△11.0%	122,389	120,106	△1.9%

(2) 対処すべき課題

当社グループは、次期3ヵ年の中期経営計画の策定にあたり、その骨子となる2020年度からの10年ビジョン【SNK Vision 2030】を策定し、基本方針「新日本空調グループは、持続可能な地球環境の実現と、お客様資産の価値向上に向け、ナレッジとテクノロジーを活用するエンジニア集団を目指す」を定め、知的資本の創造やその活用が今後の企業競争力に影響を与えることが考えられることから、知的資本を構成する、人的資本、組織資本、関係資本にサステナビリティ資本を加え、これらを価値創造の根幹として、その堅固な根幹に支えられたビジネスモデルが当社グループの将来価値を創造するために、次の5つの基本戦略を進めていく所存であります。

①人的資本戦略

多種多様、多才な人材を有し、様々な専門領域にて、自己のキャリアプランと会社のキャリアパスが有機的に結びつく人的資本の育成と、働き方改革を実現する現場や事業基盤増強戦略に基づく事業分野への人材の傾斜配分。

②デジタル変革戦略

デジタル変革社会に則した高度情報活用の推進と業務機動性の更なる向上を目指すために、デジタルによる情報活用を推進し、情報通信技術の高度化による当社独自のICTプラットフォームを構築し、存在価値を高める。

③収益力向上戦略

事業収益力の向上と施工遂行力の持続的成長を実現する現場機動力の増強に資する安全品質管理体制の強化と生産性向上を目指す。

④事業基盤増強戦略

資本コストを意識した事業ポートフォリオの実現と新たな事業領域の展開による収益基盤の拡大。

⑤企業統治戦略

持続的地球環境の実現とステークホルダーの長期的価値向上を見据えたCSR・ESG経営の浸透展開と、それを支えるコーポレート・ガバナンス体制の強化。

次期中期経営計画【SNK Vision 2030 Phase I】（2020年度～2022年度）につきましては、10年ビジョンの5つの基本戦略に注力し、企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額（無形固定資産への投資を含む）は3億1千万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
受 注 工 事 高	111,435	114,320	120,530	107,304
完 成 工 事 高	101,202	111,742	122,389	120,106
経 常 利 益	4,217	4,644	4,235	6,810
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,934	3,449	3,095	4,603
1株当たり当期純利益	119円76銭	140円84銭	130円27銭	197円07銭
総 資 産	86,695	98,267	102,025	98,925
純 資 産	39,770	43,019	43,064	44,402

(6) 当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
設備工事事業	75,285	84,842	99,643	60,484

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新 日 空 サ ー ビ ス 株 式 会 社	100 百万円	100.0 %	設備工事事業
日 宝 工 業 株 式 会 社	100	100.0	設備工事事業
新日本空調工程（上海）有限公司	699	100.0	設備工事事業
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED	263	100.0	設備工事事業
SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	358	100.0	設備工事事業

(8) 主要な事業内容

空気調和、冷暖房、換気、環境保全、温湿度調整、除塵、除菌、給排水、衛生設備、電気設備等の設計、監理ならびに工事請負

(9) 主要な事業所

当 社	本 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
	事業部等	首都圏事業本部・都市施設事業部・リニューアル事業部・産業施設事業部・デジタルソリューション事業部（東京都）、原子力事業部（神奈川県）
	支 店	北海道、東北（宮城県）、関東（千葉県）、横浜、名古屋、大阪、中国（広島県）、九州（福岡県）、シンガポール、スリランカ
	研 究 所	技術開発研究所（長野県）
子会社	国 内	新日空サービス株式会社（東京都） 日宝工業株式会社（神奈川県）
	海 外	新日本空調工程（上海）有限公司（中国） SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED（スリランカ、モルディブ） SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.（シンガポール、ミャンマー、カンボジア）

(10) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,625名	37名増

2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,099名	13名増

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,030 百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,428
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 84,252,100株

(2) 発行済株式の総数 24,282,225株

(3) 株主数 5,030名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新日本空調協和会	1,984 千株	8.54 %
三井物産株式会社	1,266	5.45
株式会社東芝	1,255	5.40
株式会社三井住友銀行	1,006	4.33
三井住友信託銀行株式会社	1,000	4.30
新日本空調従業員持株会	895	3.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	881	3.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	828	3.56
日本電設工業株式会社	760	3.27
株式会社東京エネシス	571	2.46

（注）持株比率については、自己株式（1,067,874株）を控除した株式数（23,214,351株）より算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	夏 井 博 史	
取 締 役	淵 野 聡 志	常務執行役員原子力担当
取 締 役	赤 松 敬 一	常務執行役員経営企画本部長兼関係会社担当
取 締 役	大 宮 祥 光	常務執行役員首都圏事業本部長
取 締 役	下 元 智 史	上席執行役員営業本部長
取 締 役	遠 藤 清 志	上席執行役員技術本部長
取 締 役	山 田 勇 夫	上席執行役員管理統括担当
取 締 役	森 信 茂 樹	財務省財務総合政策研究所特別研究官 中央大学法科大学院特任教授 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
取 締 役	水 野 靖 史	弁護士
常 勤 監 査 役	楠 田 守 雄	
常 勤 監 査 役	野 水 秀 一	
監 査 役	鶴 野 隆 一	公認会計士
監 査 役	東 海 秀 樹	税理士 ミニストップ(株)監査役 (株)エーアンドエーマテリアル取締役

- (注) 1. 取締役森信茂樹、水野靖史の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野水秀一、鶴野隆一ならびに東海秀樹の各氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役森信茂樹、水野靖史の両氏および監査役野水秀一、鶴野隆一ならびに東海秀樹の各氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役鶴野隆一氏は公認会計士として、同東海秀樹氏は税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	9名	304百万円
監 査 役	5名	53百万円
合 計 (うち社外役員)	14名 (6名)	358百万円 (46百万円)

- (注) 1. 報酬限度額は、株主総会の決議（2015年6月19日開催定時株主総会）により取締役 年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役 年額72百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬とは別枠にて、株主総会の決議（2016年6月22日開催定時株主総会）により、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションによる報酬額を年額50百万円以内と決議いただいておりますが、当株式報酬型ストック・オプションによる報酬に代え、株主総会の決議（2019年6月21日開催定時株主総会）により、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の支給額には、当事業年度に係る取締役賞与105百万円および株式報酬型ストック・オプションによる報酬額6百万円、譲渡制限付株式の付与のための報酬額20百万円を含んでおります。なお、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含んでおりません。
3. 監査役の支給額には、退任した監査役1名分を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	森 信 茂 樹	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な助言および提言を行っております。
取 締 役	水 野 靖 史	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。
常 勤 監 査 役	野 水 秀 一	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な助言および提言を行っております。
監 査 役	鶴 野 隆 一	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。
監 査 役	東 海 秀 樹	監査役就任後に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識基準に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言業務」についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が監査役会規程に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の基本方針を次のとおり定めております。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、社会規範、倫理などの厳守（コンプライアンス）を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として当社グループの会社の方針を制定し、役職員に順守を求める。
- ② 役職員に対し、コンプライアンスの徹底を図ることを目的として、コンプライアンス規程を定め、その目的を遂行するための機関として、コンプライアンス統括責任者としてＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命し、ＣＣＯを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を協議し、コンプライアンス違反や関係する相談内容の調査の総括および報告を行う。
また、独占禁止法違反の未然防止を図るため、社長が任命した者を委員長とした受注プロセス監視委員会をコンプライアンス委員会の下部組織として設置する。受注プロセス監視委員会は、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社等との接触状況について確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。
- ③ コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、社内と社外有識者による社外に、それぞれ専用の相談窓口（ヘルプライン）を開設し、コンプライアンス違反の未然防止に努める。なお、相談者の希望により匿名性を保障するとともに、相談者に不利益にならないことを確保する。また独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした独占禁止法相談窓口を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。
- ④ 役職員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、基本は職場におけるコンプライアンスの実践にあるという方針から、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ⑤ コンプライアンスの違反者に対しては、社内規程にもとづき厳正に対処する。
- ⑥ 取締役および職員の業務執行における法令、社内規程等の順守状況についての内部監査を定期的実施する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、業務文書管理規程に定める「業務文書の管理ならびに保存期間」に従って以下に列挙する取締役の職務の執行に係わる重要情報を文書または電磁的記録により関連資料とともに保存、管理する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議議事録
- d その他会社規則に定める委員会議事録
- e 稟議書
- f 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
- g 官公庁その他公的機関、東京証券取引所に提出した書類の写し
- h その他業務文書管理規程に定める書類

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を定め、当社グループの経営に影響を及ぼすリスクの防止および会社の損失の最小化を図る。役職員に対して、当該規程に定めるリスクの発生または顕在化による損害を想定し、必要な措置を事前に講ずるとともに、リスク発生時の迅速な報告を求めることにより、リスク管理体制を構築する。
- ② リスク管理規程にもとづき、社長を委員長に、社外有識者を含めたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避、低減および管理の強化を図る。
- ③ 緊急事態発生時においては、危機管理規程にもとづき、損害、損失等を抑制するための具体策を迅速に決定、実行する組織として、社長または社長が任命する者を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対応する。
- ④ 内部統制部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に監査する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会：取締役については、実質的な討議を可能とする人数にとどめるとともに、取締役会は、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
- ② 執行役員制：取締役の職務の執行がより効率的に行われるべく、業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会で選任され、取締役会が定めた責務を執行する。
- ③ 経営会議：経営会議を設置し、当社経営に係わる重要な業務執行の方針、業務案件を審議し、適正化を図る。
- ④ 稟議制度：重要な業務執行案件については、稟議により決裁する制度を構築する。

5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程等を通じ、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

- a 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・推進する。
- b 当社グループの会社の方針にもとづき、関係会社各社において方針を策定し、業務を適正に行うための行動の指針とする。
- c 関係会社の経営者が適切な水準の社内規程を整備、運用するよう求める。
- d 関係会社の重要事項についての報告を求め、また役員の選任、剰余金の処分などの決議事項について、出資者として適切な意思表示を行う。
- e 関係会社についても、当社に準じたヘルプラインを開設するとともに、コンプライアンス研修会を定期的に実施し、コンプライアンスの徹底を図る。
- f 関係会社に対し、当社内部統制部により定期的に内部監査を実施し、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努める。

6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査役職務執行を補助する組織を総務部とし、監査役が求めた適正な人数を確保する。補助する職員の人事については監査役と協議するものとする。
- ② 監査職務に必要な指示を受けた補助する職員は、監査役会ならびに監査役の指示に従うとともに、守秘義務を負う。

7) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他社内規定している重要な会議または委員会に出席する。
- ② 監査役には稟議書その他重要な書類が回付され、または要請があれば速やかに関係書類、資料等が提出される。
- ③ 取締役は上記のほか、当社および関係会社に関する次に定める事項を監査役に対して報告する。
 - a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - b 内部監査状況
 - c リスク管理に関する状況
 - d 重大な法令・定款違反
 - e ヘルプラインの相談状況
 - f その他コンプライアンス上重要な事項
- ④ 監査役は必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
- ⑤ 上記を含め、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益にならないことを確保する。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、社長、取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ② 監査役が必要と認めたときは、社長と協議のうえ、特定の事項について内部統制部に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、管理本部その他各部門に対しても随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
- ③ 監査役の職務の執行にかかる諸費用については、あらかじめ予算を会社に提示し、請求できる。

9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社グループは、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む。その旨当社グループの会社の方針に定め、役職員に対する教育・啓発活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内との関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることであり、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の運用状況の概要は次のとおりであります。

1) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスの徹底を当社グループの会社の方針に定め、役職員に周知し、順守を求めています。また、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会および受注プロセス監視委員会を開催し、コンプライアンスに関する事項の審議、報告を行っております。

なお、コンプライアンス推進へ向け各施策を実施し、不正防止に努めております。当社グループの職員および契約社員ならびに協力会社を対象とした各集合研修を開催し、コンプライアンスの推進に努めました。

2) 取締役の職務の執行体制

取締役会は、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議、意思決定するとともに、社外取締役を含めた構成とし、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。また、執行役員制の採用、経営会議の開催ならびに稟議制度の運用により適正化、効率化を図っております。

3) リスク管理体制

当社は、当社グループの経営に影響を及ぼす様々なリスクに対処するため、リスク管理規程を定め、役職員に対してはリスクの発生または顕在化による損害を想定し、必要な措置を事前に講ずるとともにリスク発生時には迅速な報告を求めました。また、リスク管理委員会において、リスクの回避、低減および管理の強化を図っております。

なお、緊急事態発生時には、危機管理規程にもとづき、緊急の対策本部を設置し、適切に対応しております。

4) 関係会社管理体制

当社は、関係会社管理規程にもとづき、定期的に経営状況を把握し、関係会社へ重要事項について報告を求めました。また、各社における社内規程の整備やヘルプラインの運用を求め、コンプライアンスの推進を図っております。

5) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧を行いました。また、取締役、内部統制部ならびに会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催し、必要に応じ取締役および職員に対して報告を求め、監査の実効性を高めております。

6) 内部監査体制

内部統制部は、当社グループの内部監査を実施し、コンプライアンス、リスク管理の状況を監査し、課題や問題の把握に努めております。また、監査結果については取締役、監査役に随時報告を行っております。

7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断の決意について当社グループの会社の方針に定め、役職員へ周知を行っております。また、取引先との契約に際して反社会的勢力排除に関する条項を記載するほか、警察等の外部専門機関との協力体制を構築しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	12,487	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	34,760
受取手形・完成工事未収入金	57,668	電 子 記 録 債 務	501
電 子 記 録 債 権	1,960	短 期 借 入 金	6,780
未 成 工 事 支 出 金	1,422	1年内返済予定の長期借入金	528
そ の 他 の た な 卸 資 産	48	リ ー ス 債 務	32
そ の 他	1,189	未 払 法 人 税 等	1,873
貸 倒 引 当 金	△296	未 成 工 事 受 入 金	2,670
流 動 資 産 合 計	74,480	役 員 賞 与 引 当 金	135
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	96
固 定 資 産		工 事 損 失 引 当 金	989
有 形 固 定 資 産		そ の 他	4,286
建 物 ・ 構 築 物	6,912	流 動 負 債 合 計	52,655
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	1,121	固 定 負 債	
土 地	779	長 期 借 入 金	400
リ ー ス 資 産	95	リ ー ス 債 務	70
減 価 償 却 累 計 額	△5,700	繰 延 税 金 負 債	1,116
有 形 固 定 資 産 合 計	3,208	退 職 給 付 に 係 る 負 債	256
		そ の 他	24
無 形 固 定 資 産		固 定 負 債 合 計	1,867
ソ フ ト ウ ェ ア	668	負 債 合 計	54,523
リ ー ス 資 産	44	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	10	株 主 資 本	
無 形 固 定 資 産 合 計	723	資 本 金	5,158
投 資 其 他 の 資 産		資 本 剰 余 金	6,887
投 資 有 価 証 券	18,698	利 益 剰 余 金	27,496
退 職 給 付 に 係 る 資 産	60	自 己 株 式	△1,689
繰 延 税 金 資 産	304	株 主 資 本 合 計	37,853
そ の 他	1,628	その他の包括利益累計額	
貸 倒 引 当 金	△180	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,222
投 資 其 他 の 資 産 合 計	20,512	為 替 換 算 調 整 勘 定	159
固 定 資 産 合 計	24,445	その他の包括利益累計額合計	6,381
資 産 合 計	98,925	新 株 予 約 権	167
		純 資 産 合 計	44,402
		負 債 純 資 産 合 計	98,925

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		120,106
完 成 工 事 原 価		105,919
完 成 工 事 総 利 益		14,186
販売費及び一般管理費		7,777
営 業 利 益		6,409
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	82	
受 取 配 当 金	329	
そ の 他	67	480
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
為 替 差 損	26	
支 払 保 証 料	5	
そ の 他	18	79
経 常 利 益		6,810
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	240	
受 取 保 険 金	149	
受 取 補 償 金	30	420
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	353	359
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,871
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,522	
法 人 税 等 調 整 額	△254	2,268
当 期 純 利 益		4,603
親会社株主に帰属する当期純利益		4,603

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)				金額	科目 (負債の部)				金額
流動資産	現金	預手債	金形権	8,271	流動負債	支払手形	形務金	1,178	
現金	金取子	記録収入	金形権	1,330	支払電子記録	借入金	金形権	501	
現金	金取子	記録収入	金形権	1,852	支払短期借入金	借入金	金形権	29,682	
現金	金取子	記録収入	金形権	50,139	支払1年内返済予定の長期借入金	借入金	金形権	6,750	
現金	金取子	記録収入	金形権	1,008	支払リース	借入金	金形権	528	
現金	金取子	記録収入	金形権	26	支払リース	借入金	金形権	32	
現金	金取子	記録収入	金形権	225	支払リース	借入金	金形権	166	
現金	金取子	記録収入	金形権	504	支払リース	借入金	金形権	2,897	
現金	金取子	記録収入	金形権	332	支払リース	借入金	金形権	1,198	
現金	金取子	記録収入	金形権	△270	支払リース	借入金	金形権	1,882	
現金	金取子	記録収入	金形権	63,419	支払リース	借入金	金形権	442	
固定資産	建物	償却累計額	6,368	2,134	支払リース	借入金	金形権	105	
建物	償却累計額		△4,234	29	支払リース	借入金	金形権	83	
建物	償却累計額		459	0	支払リース	借入金	金形権	989	
建物	償却累計額		△429	0	支払リース	借入金	金形権	418	
建物	償却累計額		11	166	支払リース	借入金	金形権	46,857	
建物	償却累計額		△11	50	支払リース	借入金	金形権	400	
建物	償却累計額		4	2,886	支払リース	借入金	金形権	70	
建物	償却累計額		△4	699	支払リース	借入金	金形権	1,031	
建物	償却累計額		922	18,517	支払リース	借入金	金形権	10	
建物	償却累計額		△755	976	支払リース	借入金	金形権	1,512	
建物	償却累計額		95	1	支払リース	借入金	金形権	48,369	
建物	償却累計額		△45	1,320	支払リース	借入金	金形権		
固定資産	建物	償却累計額	2,886	149	支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		2	5	支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		648	801	支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		44	240	支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		3	179	支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		699	△76	支払リース	借入金	金形権		
固定資産	建物	償却累計額	18,517	22,114	支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		976	25,700	支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		1	89,119	支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		1,320		支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		149		支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		5		支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		801		支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		240		支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		179		支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		△76		支払リース	借入金	金形権		
固定資産	建物	償却累計額	22,114		支払リース	借入金	金形権		
建物	償却累計額		25,700		支払リース	借入金	金形権		
固定資産	建物	償却累計額	89,119		支払リース	借入金	金形権		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		99,643
完 成 工 事 原 価		89,468
完 成 工 事 総 利 益		10,175
販売費及び一般管理費		6,703
営 業 利 益		3,471
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
有 価 証 券 利 息	20	
受 取 配 当 金	1,429	
そ の 他	68	1,537
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
支 払 保 証 料	5	
そ の 他	3	27
経 常 利 益		4,982
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	240	
受 取 保 険 金	149	
受 取 補 償 金	30	420
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	157	157
税 引 前 当 期 純 利 益		5,244
法人税、住民税及び事業税	1,621	
法 人 税 等 調 整 額	△209	1,411
当 期 純 利 益		3,833

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月31日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	<u>公認会計士 青柳 淳一 ㊞</u>
指定有限責任社員 業務執行社員	<u>公認会計士 伊藤 治郎 ㊞</u>

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本空調株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月31日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 青柳 淳一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 治郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本空調株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

新日本空調株式会社 監査役会

常勤監査役 楠 田 守 雄 ㊟

常勤監査役 野 水 秀 一 ㊟

監 査 役 鶴 野 隆 一 ㊟

監 査 役 東 海 秀 樹 ㊟

(注) 監査役野水秀一、鶴野隆一および東海秀樹は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本橋プラザビル 3階展示場
東京都中央区日本橋2丁目3番4号



最寄駅のご案内

JR 東京駅 … 八重洲北口から徒歩約5分

地下鉄………… 東京メトロ ●銀座線、●東西線、都営地下鉄 ●浅草線
「日本橋」駅 B3出口から徒歩約2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。